

官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針

平成 22 年 3 月 31 日

官民競争入札等監理委員会

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 9 条第 2 項第 1 号、第 14 条第 2 項第 1 号）

公共サービス改革基本方針第 2 の 2 の（２）アに規定する事項に留意するとともに、対象公共サービスの実施を担う民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるよう、次に掲げる事項について定めること。

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

- ① 民間事業者が、対象公共サービスの具体的な業務内容を明確に理解するため、対象公共サービスの実施プロセスを分析の上、業務区分や行程を明らかにすること。
- ② 業務内容を、当該業務に従事している者以外の者にも理解できる用語や表現により、具体的な行動や客観的な数値の形でわかりやすく記述すること。また、施設の概況が対象公共サービスの業務内容と密接に関連する場合は、冒頭に「施設の概要」を項目立てし、施設の規模等の情報を記載すること。
- ③ 業務の実施方法やスケジュールについて、民間事業者の裁量の余地を残さない詳細な仕様を指定したり、各種の制限を設けたりしないこと。事業の政策目的や性質上やむを得ず仕様や制限を設ける場合であっても、その内容に関し、入札時の企画書などによる入札参加者からの改善提案を認めること。（従来の実施体制や実施方法の情報の開示については 7. (2) 参照。）
- ④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国の行政機関等から民間事業者に個別に指示を下したり、委託元の事前承認を求めたりする規定を設けないこと。業務の性質上、やむを得ずそうした指示等を行う場合でも、委託元が民間事業者の従業員を直接指揮命令することは避けること。（民間事業者と国の行政機関等の間の報告については 11. (1) 参照。）
- ⑤ 民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うため、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること。（民間事業者と国の行政機関等の間の情報交換・連携・協力については 11. (1) 参照。）
- ⑥ 契約期間終了後の引継方法（国の行政機関等からの情報提供と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い（国有財産である設備の原状回復をするか否か）、引継期間、必要に応じ、後継者への引継の方法・期間やその費用負担等）を定めること。（国有財産の使用及び民間事業者が持ち込む設備・備品等については 7. (2)、8. (1) 参照。）

(2) 確保されるべき対象公共サービスの質

- ① 対象公共サービスの質は、国の行政機関等が民間事業者に要求する対象公共サービスの達成目標として定めるものである。そのため、当該事業の政策目的を具体化するような客観的・定量的な指標によって表すことが望ましい。定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述すること。
- ② 対象公共サービスの質として達成目標を定めるに当たっては、次の点を考慮すること。

イ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標などを使用するなどにより、当該事業の対象である利用者にとっての利便性や、当該対象公共サービスが生み出す性能や成果をサービスの質ととらえることを基本とすること。対象公共サービスの実施体制や実施方法、委託元である国の行政機関等にとっての利便性を対象公共サービスの質として定めないこと。

（注）1 施設管理の達成目標の例として、定性的な「利用者が中長期的に施設利用が可能となるために経年劣化する当該施設の中長期的な現在価値を高めていく」趣旨の目標を設定することは可能である。

2 実施体制や実施方法は、国の行政機関等が行う場合等の開示された情報（7.（2）参照。）を参考に、民間事業者側が自ら定めるものとする。

ロ 民間事業者に付与された権限や責任範囲によっては達成できない事項に関するものであってはならず、必ず当該権限や責任範囲と合致したものとする。

ハ 国の行政機関等による従来の実施の際の達成水準やその費用及び費用対効果との分析が可能となるようにすること。従来が達成されれば十分と考えるのか、従来より達成水準を向上させようとするのかなど、目標設定に当たっての基本的な考え方を明示し、それに応じた適切な達成目標を設けること。また、契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、必要に応じ、達成目標の設定の見直しを行うこと。

ニ 事業実施期間中において、事業に関連する制度改正等により達成目標を変化させる必要がある場合は、その内容を定めること。

③ 事業実施中の対象公共サービスの達成水準を計測するためのモニタリングの方法（計測方法・計測時期）を定めること。その際、次の点を考慮すること。

イ 官民競争入札等の導入により、モニタリングのためのコストが過大とならないように配慮すること。また、モニタリングの対象項目の設定に当たっては、民間事業者の業務の範囲内とすることとし、民間事業者による対象公共サービスの達成水準の計測が可能な頻度・タイミングでモニタリングすること。

ロ モニタリングの方法として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標など国の行政機関等が従来から採用している指標を用いることが考えられる。

ハ モニタリングの結果が、民間事業者による事業の達成状況を示すこととなるため、民間事業者が対象公共サービスの指標の数値を恣意的に操作できないような仕組みや方法によること。

ニ アンケート調査により満足度等を計測する場合には、アンケート用紙（質問事項）を実施要項中に明示するとともに、アンケート用紙の回収方法や目標回収率についても定めること。

ホ 国の行政機関等が従来から採用している指標やアンケート調査によるモニタリングのほか、民間事業者及びモニタリングする国の行政機関等の意見をモニタリングの参考情報とすることが考えられる。

（注）施設管理の達成目標の例として、定性的な「利用者が中長期的に施設利用が可能となるために経年劣化する当該施設の中長期的な現在価値を高めていく」趣旨の目標を設定した場合、民間事業者が施設劣化・不備の指摘や改善提案を何回行ったのかという情報以外に、どのようなタイミングでどのような指摘や提案であ

ったのかという意見が重要となるものと考えられる。

(3) 委託費（請負報酬）の支払い

- ① 対象公共サービスの内容と達成水準に応じて、委託費（請負報酬）の支払方法を定めること。その際、次の点を考慮すること。
 - イ 委託費の支払方法としては、一定期間の事業実施への対価として一定額を支払う方式（総価方式）や、事業の量や成果に連動（比例）して支払う方式（単価方式等）などがある。どのような支払方法で委託費を支払うのかをわかりやすく記述すること。
 - ロ 委託費の支払時期やタイミングを明確に定めること。その際、業務の実施方法やスケジュールとの整合性をとること。また、対象公共サービスを実施するにもかかわらず委託費を受け取れない期間が長く、過大な運転資金の負担を課することとならないように、民間事業者の負担軽減に配慮すること。
 - ハ 対象公共サービスの設定された達成水準を満たしていない場合は、委託費の支払いを一時保留することができることなど、達成水準の確保に向けた国の行政機関等と民間事業者の間の手続を定めておくこと。
 - ニ 事業実施において、委託費のほかに民間事業者側に収入が発生する場合には、その内容を明記すること。
- ② 民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整（増減）を行う基準や手続、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続をあらかじめ定めておくこと。
- ③ 民間事業者の自発的な努力により、対象公共サービスの達成目標を上回る成果をあげることが望まれる場合などには、委託費の増額措置（インセンティブ）を設けることが有効である。また、民間事業者が緊張感を持って事業遂行に当たるためには、対象公共サービスの達成目標を下回る場合には、一定条件の下で委託費を減額する仕組みを設けることも考えられる。これら委託費の増減額を行う場合には、次の点を考慮すること。
 - イ 増減額は、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。
 - ロ 増減額を開始する対象公共サービスの達成水準、増減の金額や割合及び増減額の対象となる委託費の範囲などを明確にするとともに、必要に応じ増減額の上限を定めること。
 - ハ 増額に関しては、前提として、適切な予算措置等の財源の確保を検討しておく必要がある。対象公共サービスの達成水準の向上によって生じる増収分をそれに当てる場合は、その旨明示すること。
 - ニ 減額に関しては、民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意すること。また、減額の実施を契約解除の要件とする場合には、そのための手続を定めること。

2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

民間事業者の新規参入を促進するためには、初期投資を回収する期間等への配慮が必要であること、また、国の行政機関等の入札手続のコストを削減する必要があることから、原則として複数年の期間を設定すること。

他方、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施期間が過度に

長期となることは適切ではない。このため、法第 30 条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

なお、委託元である国の行政機関等の組織改変や事業の見直し、対象公共サービスに関する制度改正等により、対象公共サービスの内容や目標の達成水準が大きく変動すると見込まれ、かつ、そのような事情変更後の対象公共サービスの在り方が実施要項策定段階では不明確な場合がある。そのような場合には、その時期を避けて実施期間を設定することとせざるを得ない。

3. 入札参加資格に関する事項（法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 3 項、第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

- (1) 広く一般の参加による競争を実施することが重要である一方、まったく無制限に参加を求めた場合、公共サービスの適正かつ確実な実施が確保されないおそれがある。

このため、法第 10 条において、

- ① すべての対象公共サービスに共通して適用される欠格事由（法第 10 条（第 11 号を除く））
- ② 個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格（法第 10 条第 11 号）

が設けられている。

- (2) 本項は、実施要項において、対象公共サービスの内容等に応じて入札参加資格の制限を、法第 10 条に追加的に設定するものである。入札参加資格を追加的に制限するものであるから、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格制限でなければならない。

- (3) 入札参加資格がないと判断されれば直ちに失格となるので、入札参加希望者の納得を得る観点から、客観的に証明できる事項のみを入札参加資格として定めるようにする必要がある。

- ① 評価の分かれる可能性がある事項（対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項など）は、原則的に落札者を決定するための評価の基準における加点項目等として位置づけるようにすること。
- ② 競争参加資格の一定の等級を有することを入札参加資格とする場合であって、より多くの入札参加者を確保する必要があると見込まれる場合は、通常より下位の等級まで含めることも検討すること。
- ③ 特に契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、前回の入札状況を踏まえ、必要に応じ、入札参加資格の見直しを行うこと。
- ④ 必要に応じてグループ（共同事業体）による入札参加に関する諸規定を設けることとし、その場合の入札参加資格についても定めること。

- (4) 実施要項の作成作業に、対象公共サービスの分析などのためにコンサルタント等を活用する場合において、競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係るコンサルタント業務に関与する者でないことを入札参加資格とすること。外部有識者を含む評価委員会を活用する場合（下記 14(2) 参照）においても同様に、委員及び委員が属する民間事業者でないことを入札参加資格とすること。

なお、以上の場合には、当該コンサルタント等と契約し、又は、委員に任命する前に、当事者に対して対象公共サービスに係る入札参加が制限される旨を確認しておく必要がある。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第 9 条第 2 項第 4 号、第 14 条第 2 項第 4 号）

入札に関する基本的な事項（総合評価方式の採用、入札単位等）を記載した上、入札手続（ス

ケジュール) や入札書類などについて定めることとする。なお、入札の競争性を高めるため、入札参加が見込まれる者等について市場環境を把握するとともに、実施要項決定の前後において入札に関する周知・広報を積極的に行うこと。

(1) 入札手続 (スケジュール)

実施要項の公表 (入札公告) から契約締結 (事業開始) までのスケジュールを示した上で、必要に応じ、入札手続の各段階について説明すること。

- ① 入札書類の作成のための時間を十分に確保すること。
- ② 入札書類の提出前に、入札参加希望者からの実施要項や入札説明書に関する質問期間を設けること。また、競争条件を損なうことがないように、質問への回答や情報提供は原則として一般に公表すること。ただし、公表することにより質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合 (仕様書等に対する改善提案 (上記 1 (1) ③参照) に関する質問の場合など) は、質問者の意向を聴取した上で、公表しないよう配慮すること。
- ③ 仕様書等に対する改善提案を認める入札については、提案者が企画書において的確な提案を行えるように、企画書提出前に、改善提案の採用の可否に係る審査を行い、その結果を通知すること。
- ④ 入札参加希望者の参考情報として、できる限り従来の仕様書や業務マニュアル等の情報も開示すること。
- ⑤ 委託元である国の行政機関等の施設・設備等を民間事業者の使用させる場合は現場説明会を開催すること。
- ⑥ 入札公告から事業開始までのスケジュールに、民間事業者が請負う場合の民間事業者への事業の引継ぎや、必要に応じて研修等を行うことを含めた引継期間を十分に設けておくこと。

(2) 入札書類

入札参加資格の審査のための書類、入札金額を記した入札書及び事業計画や実施体制などを提案する企画書など、入札に当たって入札参加者が提出すべき書類について定める。

- ① 入札参加資格の審査のために要求する書類の種類については、審査のために必要な範囲内にとどめるようにする。過度な資料提出要求は、結果として民間事業者の参入意欲を減退させ、入札の競争性の確保に支障を来す。
- ② グループ (共同事業体) による参加の場合は、グループ内部の役割分担に関する協定書など関連書類の作成・提出を求めること。
- ③ 入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出にあたって必要となる算式や予定数量を明示すること。
- ④ 入札参加者が必要かつ十分な内容の企画書を準備できるよう、企画書への記載内容を明示すること。また、必要に応じ、企画書の様式を示すとともに、添付を求める資料についても明示すること。
- ⑤ 暴力団排除手続に関連する提出書類等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」 (内閣府官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、平成 22 年 3 月 31 日改定) を参照すること。

なお、民間事業者から暴力団排除手続の趣旨や提出書類に関して問合せを受けた場合は、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局のホームページの「暴力団排除手続に関するよくあるご質問について」を参照して応答すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号）

入札参加者から提出された企画書に関する評価項目や評価基準、評価項目ごとの得点配分、総合評価点を求める算式（除算方式、加算方式など）及び官民競争入札の場合の入札価格の調整に関する事項などについて定める。

なお、契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、既実施事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて、評価項目、評価基準等の見直しを行うこと。

(1) 評価項目等の設定

① 国の行政機関等が要求する対象公共サービスの達成水準の維持向上に直接つながる提案を入札参加者が行うよう、対象公共サービスの達成水準として設定した事項と関連する形で評価項目や評価基準を設定すること。

② 従来の実施方法そのままの内容の提案よりも創意工夫を最大限発揮した提案の方が高く評価されるように、評価項目や評価基準を設定し、また、評価において重視するポイントを明示すること。なお、対象公共サービスについて、これまで民間委託を行ったことがある場合には、その際の経験を十分に踏まえること。

(注) 例えば施設管理業務の場合、経費負担が一般に重くなっているエレベーターの保守等及び点検業務の効率化を評価項目とし、メーカー系整備会社以外の整備会社の選定の方法や外注の方法、メーカー系整備会社に外注すべきエレベーターの限定の方法等を応募者に積極的に提案させることが考えられる。

③ 評価項目や評価基準の設定に当たっては、入札の競争性を確保するため、次の点を考慮すること。

イ 対象公共サービスの実施者として満たすことが必須とされる評価項目を設ける場合は、必要最小限のものとすること。

ロ 同一又は類似の分野における実績及び官公署との契約実績を過度に高く評価しないこと。

(2) 評価方法

① 対象公共サービスの内容等に応じて、評価方法（採点方法、採点基準等）を明示するとともに、質と価格の評価の配点割合の在り方等については、

イ 除算方式（サービスの質の得点（基礎点＋加算点）を入札価格で除算した値をもって総合評価とする方式）における基礎点と加算点の配分の見直し、

ロ 加算方式（サービスの質の得点と価格の得点を加算した値をもって総合評価とする方式）の採否

等も含め、過去の事例を参考にしつつ多様な方法を検討すること。

② 委託費が総価と単価の複合である場合や複数の単価を用いる場合には、総合評価点を求める算式において業務量に関する予定数量を示す必要があるが、予定数量を設定するに当たっては入札参加者間に不公平を生じさせないように適切に行うこと。

③ 官の入札価格については、法令に基づく予算決算制度及び会計制度に基づいて、民間事業者とは異なった方式等により算定される。これらの点を含め、入札価格を評価する際には、官民間の入札価格の調整に関する定めを置き、競争条件の均一化を図ること。

（「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」（平成18年9月5日官民競争入札等監理委員会決定）参照）

(3) 落札者の決定等の公表

入札過程の透明性等を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された企画書の評価結果、入札金額及び総合評価の結果、落札者の決定理由等を公表することなどを定めること。（公共サービス改革基本方針第2の2の（2）イ（イ）参照）

(4) 落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて、直ちに再入札を行うことや、入札条件を変更した上で再度入札公告を行うことなどを記載すること。（公共サービス改革基本方針第2の2の（2）イ（ウ）参照）

6. 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項（法第9条第2項第6号）

- (1) 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間で、以下のような情報が交換されると、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある。

- ・ 本件官民競争入札の予定価格に関する情報
- ・ 民間事業者の応札状況に関する情報
- ・ 民間事業者の提出書類（入札書及び企画書）に関する情報
- ・ その他本件官民競争入札に関係する情報であって民間事業者に公表されない情報等官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報

このような情報の交換を官内部において遮断するため、以下のような措置等を講じること。

- ① 「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員」と、これとは別の職員である「官民競争入札に参加する事務を担当する職員」を特定すること。
- ② 「官民競争入札実施要項」の決定以降は、上記職員のそれぞれの間で上記の情報の交換を禁止する旨の措置を大臣からの職務命令として定めること。
- ③ 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員において、以下のような措置を講じること。

イ 上記情報の開示・漏洩を生じないような執務場所の配置。

ロ 情報管理（電子媒体）に関し、アクセス権の制限等による保全措置の実施。

ハ 情報管理（紙媒体）に関し、施錠のできる書庫その他これと同程度の情報保全を行うことができる場所への保管、施錠等必要な措置の実施。

- (2) 上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等は、これに関与した職員に対し職務命令違反や守秘義務違反による懲戒処分を行う等の必要な対応をとるものとする。

また、これらの措置の遵守を担保するため、入札結果に影響を与え得る上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等の長等の参加を認めない新たな民間競争入札を実施すること等をあらかじめ定めること。

7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項）

- (1) 実施要項において、対象公共サービスに関する従来の実施状況の情報を開示するのは、入札に参加する者が、事業の過去の実績を数量的な面を中心として正確に理解することによって、より一層サービスの質の維持向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にすることを主たる目的としている。このため、

- ① 「従来の実施に要した経費」、「従来の実施に要した人員」、「従来の実施に要した施設及

び設備」、「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り複数年の情報を提供すること。

② 特定の年に生じた特殊要因による変動や、繁閑により生ずる対応などの実態等について適宜説明を加えること。

③ 必要な情報を実施要項に記載して公表することに加えて、対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催するなどの対応も積極的に行うこと。

等、入札参加希望者に適切に情報が伝わるよう配慮すること。

(2) 従来の実施における目標の達成の程度を開示するとともに、従来の実施体制（組織図等）や実施方法（業務フローや業務区分表、業務方法書や仕様書）についても併せて開示すること。

また、「8. 公共サービス実施民間事業者の使用させることができる国有財産に関する事項」に関する国有財産（設備・備品等を含む）及び民間事業者の設備・備品等（民間事業者が持ち込んだ場合に限り）の維持管理の経費の分担方法及び従来の実績について、具体的に開示すること。

なお、詳しくは「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成 22 年 3 月 31 日官民競争入札等監理委員会決定）参照。

8. 公共サービス実施民間事業者の使用させることができる国有財産に関する事項（法第 9 条第 2 項第 8 号、第 14 条第 2 項第 7 号）

(1) 民間事業者の使用させることのできる国有財産（庁舎や機器など）を具体的に示すこと。

① 経費負担などの使用条件を定めること。

② 必要に応じ、国有財産である設備のレイアウトの変更、民間事業者による設備や機器の持ち込み等について規定し、それらの場合の条件等（契約期間終了後の原状回復等）を定めること。

(2) 官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者に対象公共サービスの実施を委託する場合に、当該民間事業者が当該対象公共サービスを実施するために用いる庁舎等の行政財産については、従来 of 国の事務事業の民間委託の場合と同様、法第 20 条の規定に基づく契約で定めるところにより、委託契約に基づき民間事業者の使用させることができる。

(3) 民間事業者が、対象公共サービスの実施のため使用することを許された庁舎等の行政財産の一面を用いて、附帯的な収益事業（例えば売店の設置）など、受託した対象公共サービスの実施以外の業務を行う場合においては、当該行政財産の用途又は目的に反しない限度において、国有財産法の規定に基づく使用許可を受ける必要があることに留意すること。

9. 国の行政機関等の職員のうち、第 31 条第 1 項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項（法第 9 条第 2 項第 9 号）

官民競争入札の場合、入札の落札者として決定された民間事業者が、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する場合の対応等について定めることなどが考えられる。

10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項（法第 9 条第 2 項第 10 号、第 14 条第 2 項第 8 号）

基本方針に定められ、措置された法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、具体的に記述すること。

11. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号）

以下の事項等について定めるものとする。

(1) 報告等

① 民間事業者が適正かつ確実に業務を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式その他報告の方法について定めること。（公共サービス改革基本方針第2の2の（3）ア（イ）参照）なお、業務日誌（日報）については、日ごとにモニタリングする意義のある対象公共サービスの場合を除き、報告等を求めることはせず、常に閲覧できる状態で保管するよう定めればよい。

② 報告等を踏まえて対象公共サービスの実施状況に関し、国の行政機関等と民間事業者が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について定めること。

（注）対象公共サービス実施中に、委託元である国の行政機関等から民間事業者に個別に指示を下したり、委託元の事前承認を求めたりする規定を設けないこと。業務の性質上、やむを得ずそうした指示等を行う場合でも、委託元が民間事業者の従業員を直接指揮命令することは避けること。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

民間事業者が対象公共サービスの実施に当たって入手することとなる個人や企業の秘密を適正に取り扱うための措置として、目的外利用の禁止、内部管理体制の確立、入手した個人情報等の破棄手続などについて定めること。

(3) 再委託

事業の全部を一括して再委託することの禁止等について定める。一部について再委託を認める場合は、以下の事項を定めること。（公共サービス改革基本方針第2の2の（3）エ参照）

イ 再委託を行うことの合理性・必要性、再委託先の履行能力、再委託先からの報告徴収など、再委託に関しあらかじめ企画書において提案するよう定めること。

ロ 企画書で提案した再委託先の変更や契約締結後の新たな再委託の実施等を認める場合にも、あらかじめ委託元である国の行政機関等の審査・承認を受けるよう定めること。

ハ 再委託された業務に関する責任を明らかにするため、再委託先の責めに帰すべき事由を対象公共サービスの実施者の責めに帰すべき事由とみなすこと等について定めること。

(4) 契約の変更及び解除

企画書で提示した業務従事者の変更など、契約を変更する場合の要件や手続について定めること。契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、契約解除した場合の委託費の支払いや違約金、損害賠償等についても定めること。（公共サービス改革基本方針第2の2の（3）ア（イ）参照）

12. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）

(1) 民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失によ

り、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について、以下の事項等について定めること。

- ① 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができること。
- ② 当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができること。
- (2) 民間事業者が賠償、求償に応ずる義務を履行することができるよう、民間事業者に保険加入を求めることも、業務の内容等によっては検討すること。

13. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第10号）

- (1) 法第7条第8項の規定に基づく、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価が的確に実施されるよう、公共サービス改革基本方針第2の5のとおり、対象公共サービスを所管する国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況に関する調査を行い、当該結果を内閣総理大臣等に提出することとしている。実施要項には、以下の事項等について定めること。

① 調査の時期

当該調査については、実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札によって決定された者が事業を切れ目なく引き継ぐことができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

② 調査の方法等

イ 調査の実施方法として、対象公共サービスの達成水準の実績等を検証する上で必要な事項を調査項目として示すこと。また、調査方法として、実施要項中に示した報告等を活用することや別途民間事業者やサービス利用者への聞き取り等を行うことなどを定めること。

ロ 民間事業者による対象公共サービスの達成水準の維持向上や経費の削減の観点から効果を上げているか否かを測るため、必要に応じ、当該対象公共サービスの実施状況を、実施要項中に示された従来の実施状況とともに分析することや、民間事業者が業務を実施している場合には、同時期に国の行政機関等が直轄で実施している同様の業務の実施状況とともに分析することについても定めること。

- (2) 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、既実施の実績の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、実施要項に定める調査項目等の見直しを行うこと。

14. その他

- (1) 対象公共サービスを実施することに伴い民間事業者が負う可能性がある主な責務や負担をあらかじめ説明しておくことが望ましい。このため、法に基づく義務等（守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等）の内容や、会計検査院の会計検査の対象となり得ること等を記載すること。

- (2) 入札プロセス等の透明性、中立性及び公正性を確保する観点から、実施要項案の作成、落札者決定のための評価及び法第7条第8項に規定する評価などの場合において外部有識者を含む評価委員会を活用することが考えられる。そうした場合には、実施要項中の適切な箇所に、評価委員会の権限やメンバー構成について記載すること。官民競争入札など第三者性を特に確保する必要があると考えられる入札の場合には、評価委員会のメンバーの過半数を外部有識者とするなどの措置をとることが望ましい。

以 上